## 昭和二十四年政令第十六号 母体保護法施行令

0) 十六号)第十一条及び第十九条の規定に基き、こ 政令を制定する。 内閣は、優生保護法(昭和二十三年法律第百五

者」という。)に交付しなければならない。 指定証を当該指定を受けた者(以下「被指定 定をしたときは、内閣府令で定める様式による 「法」という。)第十五条第一項の規定による指 都道府県知事は、母体保護法(以下

ときは、内閣府令で定める様式による標識を交 付しなければならない。 都道府県知事は、被指定者から申請があつた

あつたときは、指定証を訂正して交付しなけれ更を生じた被指定者から指定証の訂正の申請が第三条 都道府県知事は、指定証の記載事項に変 第二条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を ばならない。 項を記載した名簿を作成しなければならない。 有する被指定者について、内閣府令で定める事

2 前項の通知を受けた都道府県知事は、第二条 第四条 都道府県知事は、被指定者が他の都道府 分の写しを新住所地の都道府県知事に送付しなに規定する名簿のうち当該被指定者に関する部 道府県知事にその旨を通知しなければならな 更した旨の届出があつたときは、旧住所地の都県の区域から当該都道府県の区域内に住所を変

第五条 都道府県知事は、指定証又は標識を亡失 識を交付しなければならない。 の再交付の申請があつたときは、指定証又は標識し、又は損傷した被指定者から指定証又は標識 ければならない。

第六条 都道府県知事は、法第十五条第二項に規 たと認めるときは、その認定を取り消すことが く内閣総理大臣の定める基準に適合しなくなつ 定する認定を受けた講習が、同項の規定に基づ

2 法第十五条第二項の規定による都道府県知事 第七条 法第十五条第一項の規定による都道府県 た者の住所地の保健所長を経由して行うものと あつて内閣府令で定めるものは、当該行為をし 知事の指定に関する申請、届出その他の行為で

の保健所長を経由して行うものとする。 で定めるものは、当該認定に係る講習の実施地 の認定に関する申請及び届出であつて内閣府令

(施行期日)

第八条 前各条に定めるもののほか、法第十五条 して必要な事項は、内閣府令で定める。 条第二項の規定による都道府県知事の認定に関 第一項の規定による都道府県知事の指定及び同

第九条 法第二十五条の規定による届出は、当該 届出をした医師の住所地の保健所長を経由して 行うものとする。

|第十条 第七条及び前条の規定により保健所を設 置する市又は特別区が処理することとされてい 法定受託事務とする。 る事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六 十七号)第二条第九項第二号に規定する第二号

用する。 法施行の日(昭和二十三年九月十一日)から適 この政令は、公布の日から施行し、優生保護

## 六四号) 附 則 (昭和二四年五月三一日政令第一

1

(施行期日)

する。 この政令は、 昭和二十四年六月一日から施行

九号) 附 則 (昭和二七年六月七日政令第 一七

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和二八年八月三一日政令第1

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行三四号)

する。 附 則 (昭和三五年六月三〇日政令第

施行する。 法律の施行の日(昭和三十五年七月一日)から この政令は、自治庁設置法の一部を改正する

八五号)

九号) 附 則 (昭和三六年五月六日政令第一)

この政令は、公布の日から施行する。 四附号訓 則 (昭和四二年八月一日政令第二三

この政令は、公布の日から施行する。 附 則

この政令は、 三五号) 則 (平成六年七月一日政令第二二三 (昭和五七年八月三〇日政令第1 公布の日から施行する。

この政令は、 号附 則 (平成八年九月六日政令第二六四 公布の日から施行する。

1 この政令は、平成八年九月二十六日から施行 (経過措置)

2 この政令の施行の日前に行われた優生保護相

優生保護法施行令第十五条の規定による事業成 談所の事業に係る第一条の規定による改正前の

績の報告については、なお従前の例による。 (平成一一年一二月八日政令第三

九三号) 抄

行する。 則 (平成一二年六月七日政令第三〇

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施

(施行期日)

九附号則 抄

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 この政令は、内閣法の一部を改正する法 則 (令和五年三月三〇日政令第一) 伞

六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 令和五年四月一日から施